



ス自遊楽校	J A たむら はくとらい ふ小野	田村郡小野 町大字谷津 作字鬼石三 二二二	たむら農業 協同組合	同 県田村市船 引町船引字南町 通一六〇	同 月一日	小規模多 機能型居 宅介護 介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	介護予 防通所介 護
-------	-------------------------	--------------------------------	---------------	----------------------------	----------	--	------------------

(社会福祉課)

福島県告示第六百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十六年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
訪問スパスマイル飯坂温泉入浴サービス	福島市飯坂町湯野字上川原一	福島市飯坂町字小滝五	有限会社フューチャー	福島県福島市飯坂町湯野字上川原一

(社会福祉課)

福島県告示第六百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十六年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
こくぶ薬局鶴賀店	会津若松市鶴賀町二二二 あさひビルF	株式会社あさひ調剤	東京都渋谷区代々木二一―一五	平成二六年八月三十一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居宅療養管理指導

(社会福祉課)

公 告

公告第三百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県南都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十六年十一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 公聴会の開催日時及び場所  
日時 平成二十六年十二月五日（金） 午後六時三十分から  
場所 白河市八幡小路七番地一 白河市役所五階正庁
- 二 公聴会の案件  
県南都市計画道路を変更する案
- 三 公述人の資格  
公述人になることができる者は、県南都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の届出  
公述人になろうとする者は、平成二十六年十一月二十五日（火）までに、別記様式による公述届出書を白河市建設部都市政策室都市計画課又は福島県県南建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他  
1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の届出をした者に通知する。  
2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福

- 島県南建設事務所及び白河市建設部都市政策室都市計画課において縦覧に供する。
- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県南建設事務所又は2の白河市建設部都市政策室都市計画課に問い合わせる。

## 別記様式

## 公 述 申 出 書

平成26年11月11日付け福島県報に登載された「県南都市計画道路を変更する案」  
 に関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成26年 月 日  
 福島県知事

公述申出人

住 所  
氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格

A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(縦書き用紙)